

患者様各位

## 選定療養費制度についてのお知らせ

同じ症状により180日を越えて入院されている患者様には、入院基本料の85%のみが保険診療扱いとなり、残りの15%については「選定療養費」として患者様にご負担いただきます。

ご入院期間が 180日を超えた日からの患者様ご負担額

急性期一般入院基本料6 1日につき 910円

※選定療養費（15%分）は、従来保険診療扱いであったものであり、新たに医療機関の収入が増えるものではありません。

※入院期間は、厚生労働省が定める計算により、原則として他の医療機関での入院期間も通算して計算されます。

※以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重傷者病室に入院されている方
- ◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人口呼吸器を使用されている方

この他にも選定療養から除外される条件があります。

ご不明な点がございましたら受付窓口までお尋ねください。